

J Aキャッシュカードによる出金および 振替（振込含む）にかかる利用制限について

＜特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み＞

平成 30 年 6 月 1 日
多野藤岡農業協同組合

現在、全国的に振り込め詐欺・還付金詐欺の被害が多発しております。特に、キャッシュカード取引に不慣れな高齢者を A T M に誘導して、多額の貯金を引き出させる、または振り込ませる被害が急増しております。

当組合では、群馬県警察からの振り込め詐欺被害の未然防止に向けた取組要請に基づき、お客さまの J A キャッシュカード取引を制限させていただくことといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な貯金をお守りするための取組みについて、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

＜対象となるお客さま＞

70 歳以上のお客さまで、過去 3 年以上 J A 貯金口座でのお取引がない個人のお客さま

1. 利用制限の内容

上記に該当するお客さまは、J A キャッシュカードによる 1 日あたりの「出金および振替（振込含む）合計金額」を、0 円に制限させていただきます。

2. 利用制限の開始日

平成 30 年 7 月 27 日（金）午後 8 時以降

なお、対象となるお客さまで、利用制限の解除等を希望される場合は、当組合の取引店窓口までお申し出ください。

以 上